

上 信 越 高 原 国 立 公 園

(草津・万座・野反・四万、
菅平及び浅間地域)

管 理 計 画 書

平成 23 年 1 月

長野自然環境事務所

上信越高原国立公園（草津・万座・野反・四万、菅平及び浅間地域）目次

はじめに

第1章 上信越高原国立公園（草津・万座・野反・四万、菅平及び浅間地域）の概況

1. 上信越高原国立公園（草津・万座・野反・四万、菅平及び浅間地域）の概況 … 1
2. 管理計画区の区分 …… 1
3. 各管理計画区の概況 …… 1
 - (1) 草津・万座・野反・四万管理計画区 …… 1
 - (2) 菅平管理計画区 …… 3
 - (3) 浅間管理計画区 …… 4

第2章 管理の将来目標・行動指針

1. 将来目標・行動指針の位置づけ …… 7
2. 将来目標・行動指針 …… 7
 - (1) 上信越高原国立公園（草津・万座・野反・四万、菅平及び浅間地域）将来目標 …… 7
 - (2) 各管理計画区の将来目標・行動指針 …… 7
3. 将来目標達成のための仕組み …… 1 1
 - (1) 公園管理の意見交換の場の設置 …… 1 1

第3章 風致景観及び自然環境の保全に関する事項

1. 特に保全すべき自然景観と主要展望地点 …… 1 3
 - (1) 草津・万座・野反・四万管理計画区 …… 1 3
 - (2) 菅平管理計画区 …… 1 3
 - (3) 浅間管理計画区 …… 1 3
2. 特に保全すべき自然環境 …… 1 4
 - (1) 草津・万座・野反・四万管理計画区 …… 1 4
 - (2) 菅平管理計画区 …… 1 4
 - (3) 浅間管理計画区 …… 1 5
3. その他の保全対象 …… 1 5
 - (1) 菅平管理計画区 …… 1 5
 - (2) 浅間管理計画区 …… 1 6
4. 野生生物の保護管理 …… 1 6
 - (1) 保護管理が必要な野生動物への対応 …… 1 6
 - (2) 保護が必要な希少野生生物への対応 …… 1 6

(3) 駆除及び侵入防止が必要な外来生物への対応	1 7
5. 不法投棄	1 7
(1) 現状	1 7
(2) 対策	1 7
6. 関連施策との連携	1 8
(1) 法令に基づくもの	1 8
(2) その他	1 9

第4章 適正な国立公園利用の推進に関する事項

1. 上信越高原国立公園(草津・万座・野反・四万、菅平及び浅間地域)の利用について	2 0
2. 利用マナー	2 0
(1) 利用マナー向上のための方法	2 0
(2) 検討項目	2 0
3. 国立公園情報の発信	2 1
(1) 利用者への周知に関する事項	2 1
(2) 国立公園関係者の意識の向上に関する事項	2 1
4. 防災対策	2 1
(1) 噴火警戒レベルによる立入規制	2 2
(2) 防災情報の発信	2 2
5. エコツーリズムの推進	2 3
(1) エコツアーの対象地域	2 3
(2) ソフト面による推進	2 3
(3) ハード面による推進	2 4
6. 自然情報発信施設との連携	2 4
(1) 草津・万座・野反・四万管理計画区	2 4
(2) 菅平管理計画区	2 4
(3) 浅間管理計画区	2 4
7. トレイルランレース	2 5
(1) トレイルランレースの定義	2 5
(2) 考えられる問題点	2 5
(3) 基本方針	2 6
8. ヘリスキー	2 7
9. その他国立公園利用の推進に係るもの	2 7
(1) 菅平管理計画区	2 7
(2) 浅間管理計画区	2 7

第5章 行為許可及び公園事業等の取扱いに関する事項

1. 許可、届出取扱方針	2 8
(1) 特別地域及び特別保護地区	2 8
(2) 普通地域	3 3
2. 公園事業取扱方針	3 4
(1) 各管理計画区共通事項	3 4
(2) 草津・万座・野反・四万管理計画区	4 1
(3) 菅平管理計画区	4 9
(4) 浅間管理計画区	5 2

第6章 その他国立公園の適正な保護と利用に関する事項

1. 公園管理に携わる団体	5 9
2. 研究者との連携	6 0
3. 今後解決・検討すべき課題	6 0
(1) 野生動物との軋轢（鳥獣被害）の根本的対策	6 0
(2) 上信越高原国立公園の一体的な管理	6 0

資料編

・ 上信越高原国立公園（草津・万座・野反・四万、菅平及び浅間地域） 管理計画検討会（名簿、作成経緯）	1
・ 上信越高原国立公園指定植物一覧表	3
・ 国立公園におけるスキー場事業の取扱いについて	8
・ 国立公園に係るテニスコートの取扱要領について	1 0
・ 上信越高原国立公園の特別地域内における行為の許可基準の特例（菅平運動場地区、 北浅間地区）	1 2
・ 標識デザイン（案）	2 0
・ 噴火警報レベル	2 1
・ 天然記念物（国指定、群馬県指定、長野県指定）	2 2
・ 軽井沢町の自然保護対策要綱・同取扱要領の開発等の基準の概要	2 6

はじめに

上信越高原国立公園（草津・万座・野反・四万、菅平及び浅間地域）は平成 19 年 3 月 30 日に、公園指定（昭和 24 年）以来初めて公園計画の見直しを行い、当地域は新たなスタートを切りました。これまでの間に、国立公園行政や社会情勢、利用動態などが大幅に変化し、より良い国立公園とするためには、国、地方公共団体、地域住民、民間企業、NPO 法人等の多様な主体が、一体となって公園管理を行うことが必須となっています。

これまで、当地域の国立公園の適正な保護及び利用の推進を図ることを目的とした管理計画は、以下のとおり策定しています。

- 万座草津地域管理計画書 (昭和 58 年 3 月)
- 浅間地域管理計画書 (平成 13 年 6 月)
- 菅平地域管理計画書（菅平部分） (平成 13 年 7 月)
- 谷川・苗場地域管理計画書（四万部分） (平成 13 年 9 月)

今般、当地域に係る多様な主体が一体的となって公園管理を行うことを目的に、4 つの管理計画書（菅平地域及び谷川・苗場地域は部分的）を統合し、新たに上信越高原国立公園（草津・万座・野反・四万、菅平及び浅間地域）管理計画書を作成するに至りました。

本計画書では地域一体となって目指す、当地域の「将来目標」及びそれを達成するための「行動指針」を設定しました。目標達成に向け、各々が地域の一員となって行動し、その進捗状況を点検できる仕組みとなっています。

※ 本計画書において、菅平地域管理計画書（菅平部分）及び谷川・苗場地域管理計画書（四万部分）のそれぞれと重複している部分は、本計画書をもって取扱うこととします。

第1章 上信越高原国立公園（草津・万座・野反・四万、菅平及び浅間地域）の概況

1. 上信越高原国立公園（草津・万座・野反・四万、菅平及び浅間地域）の概況

上信越高原国立公園（草津・万座・野反・四万、菅平及び浅間地域）は群馬県及び長野県に位置し、浅間山、白根山等の火山や、湯釜、水釜等の火山湖、芳ヶ平湿原、菅平湿原等の湖沼湿原が多く見られるほか、温泉やスキー場も多く、シーズンを問わず、多くの利用者が訪れる地域です。

2. 管理計画区の区分

当地域は広域であることから、自然環境、地理的及び地形的な条件により、(1)草津・万座・野反・四万管理計画区（草津白根、万座、野反湖、四万温泉等を含む）、(2)菅平管理計画区（嬬恋村バラギ、菅平高原等を含む）、(3)浅間管理計画区（安中、浅間、鹿沢、湯の丸、高峰、軽井沢等を含む）の3地区に区分します。その区域は別添図のとおりとします。

3. 各管理計画区の概況

(1) 草津・万座・野反・四万管理計画区

① 区域

当地域は東西に広がりを持ち、群馬県嬬恋村、草津町及び中之条町の3町村からなっており、大部分が国有林となっています。

② 地形・地質

草津・万座周辺は、標高 2,171m の本白根山を最高峰に、草津白根山、逢ノ峰、万座山等 2,000m 級の山々が連なり、現在も火山活動が続いている地区です。地質は、両輝石安山岩からなる火砕流堆積物が山麓の南・東側に広く裾野を広げて堆積しており、その上を新旧溶岩流が放射状に覆っています。また草津白根山の芳ヶ平、逢ノ峰北西の弓池周辺、大平湿原等は泥炭湿地が形成されています。

野反湖は、標高 1,514m、周囲が 12km の人工のダム湖で、日本海側に流入する信濃川水系の中津川源流域にあり、周囲に高沢山、エビ山、弁天山、八間山等の標高 1,600m～1,900m の山々に囲まれた湖です。湖畔は比較的なだらかで、開けた湖水景観を形成しています。地質は、湖の南北線により異なり、東側は斜長流紋岩類、西側は両輝石安山岩類からなっています。

四万周辺は谷間に位置し、その中を四万川本流、日向見川及び新湯川が流れており、この3河川の上流には洪水調整機能を持つ四万川ダムがあります。これらの河川はいずれも集水域が広く、水量が豊富な河川で、各所に溪谷や滝が見られます。地質は、フン岩が広く分布しており、岩質は石英、長石、輝石等からなっています。また、上流部は斜長流紋岩類が広く分布し、これらの岩質は変朽安山岩類及び輝石

安山岩類からなっています。

③ 気象条件

標高が高いため、年平均気温は約 10℃と冷涼な気候です。海の影響が少ない内陸型気候であり、年間気温差、昼夜の気温差が大きく、年間降水量は少ない一方、冬季は日本海側の気候の影響により積雪量が多い地区です。

④ 植生

草津・万座周辺ではオオシラビソ、コメツガ等の針葉樹やダケカンバ等の広葉樹が広がっています。亜高山帯等の標高が高い所では、ハイマツ、クロマメノキ等が生育するほか、イワカガミ、コマクサ等の高山植物が見られます。

野反湖の周辺では、ダケカンバやカエデ等の広葉樹が広がり、湖畔にはニッコウキスゲ、レンゲツツジ等が生育する一方で、ササ地も存在します。また周囲の山々にはウラジロヨウラクツツジ、ドウダンツツジ等が見られるほか、イワカガミ等の高山植物も見られます。

四万周辺では、四万川上流域の山々にはブナ等が見られるほか、河川沿いにはミズナラ、コナラ、クリ等が分布し、その上部にはカラマツ、スギ、ヒノキ、サワラの植林地があります。

⑤ 動物

ほ乳類ではツキノワグマ及びニホンカモシカが多く生息するほか、ニホンザル、オコジョ等も生息しています。鳥類では、イヌワシ、クマタカ等の猛禽類、ホシガラス等が生息しています。昆虫類では、ミヤマモンキチョウ等の高山チョウも見られます。魚類では、野反湖にコイ、フナ、イワナ、ニジマス等が生息しています。また環境省レッドリスト掲載種として、万座川支流白根沢上流域のトウホクサンショウウオ、四万川流域のシナノミズラモグラ等が注目すべき種として挙げられます。

⑥ 利用環境

当地域には、温泉、自然探勝施設、スキー場等が整備されており、四季を通して利用することができます。温泉としては、公園内には万座温泉及び四万温泉があり、古くから利用されています。一方、公園外にも、草津温泉、尻焼温泉しりやき等があり、温泉宿泊施設は充実しています。自然探勝施設については草津白根の湯釜観賞、空釜からかまの高山植物、野反湖周辺の自然探勝、四万の滝探勝のための歩道等が整備されています。スキー場については、万座温泉スキー場、表万座スキー場、草津国際スキー場及び渋峠しぶとうげスキー場が整備されています。

また、志賀草津道路等の整備により 2,000m 級の山々に車で行くことができるた

め、比較的容易に高山植物や自然景観を楽しむことができます。しかし、関越自動車道、上信越自動車道等の高速道路網の発達により、首都圏からの日帰り利用圏内となったため、通過型の利用が増え、滞在・宿泊型の利用が減少しつつあります。

⑦ 社会条件

万座温泉、草津温泉及び四万温泉の旅館業や、草津白根山、野反湖等の自然探勝を主とする観光業が地域の産業として成り立っています。

(2) 菅平管理計画区

① 区域

当地域は群馬県嬭恋村のバラギ高原と長野県上田市の菅平高原からなり、あずまや四阿山、ねこ根子岳、うらくら浦倉山とその山麓で、群馬県側は国有林、長野県側は民有地となっています。

② 地形・地質

標高 2,354m の四阿山を最高峰として、2,207m の根子岳、2,091m の浦倉山と2,000m 級の山々が連なり、東西にその裾野を広げる火山地形です。菅平高原は四阿山・根子岳の南西の山麓に位置し、なだらかな地形となっており、その平坦地部分には菅平湿原があります。また、標高 1,746m の的岩山の北方 900m の地点に位置する^{まといわ}的岩は、国指定天然記念物に指定されています。

地質は、四阿山を中心として、新第三世紀堆積岩、新第三世紀火山岩類、酸性深成岩類、高井溶岩、不動滝溶岩及び米子凝灰角礫岩を基盤としており、岩質は両輝石安山岩に属し、その中には石英やカンラン石が見られます。麓の平坦地及び緩傾斜地には、これらを基質とする火山灰層が厚く堆積しています。

③ 気象条件

標高が高いため、年平均気温が約 6℃と冷涼です。海の影響が少ない内陸型気候であるため、年間気温差、昼夜の気温差が大きく、年間降水量は 1,100mm 程度で、11 月下旬から 3 月まで積雪があります。

④ 植生

四阿山・根子岳の標高 1,700m 以上には、コメツガ、オオシラビソ等の針葉樹林が広がっています。長野県側の中腹部から山麓にかけてはササの自然草原が広がっています。群馬県側はダケカンバ等の広葉樹が分布し、山麓部にはカラマツの人工林が生育しています。また全体にイワカガミ等の高山植物が多く見られます。

菅平高原の平坦地部分は、畑地や運動場として利用されているため、畑地由来の植物や運動場のシバ類が分布しています。

菅平湿原は、主にヨシやオオカサスグが生育する低層湿原で、ヤチダモ、ハンノキ等の湿性木も生育しています。

⑤ 動物

ほ乳類ではカモシカ、ニッコウムササビ、ホンシュウモモンガ、ホンドオコジョ、ヤマネ等が生息しています。鳥類ではイヌワシ、クマタカ等の猛禽類やブッポウソウ、クロジ等が生息しており、また、オオヨシキリ、コヨシキリ、カッコウ、アトリ等の渡り鳥も見ることができます。魚類では、千曲川、利根川の源流域で、イワナ、カジカ等が生息しています。昆虫類では希少なミヤマモンキチョウやベニヒカゲを見ることができます。

⑥ 利用環境

当地域の利用施設には、ラグビー等のスポーツ合宿のための運動場、スキー場及び宿泊施設並びに四阿山・根子岳周辺の自然探勝施設が整備されており、夏季と冬季の利用にやや偏りがありますが、四阿山・根子岳の登山者も多く、四季を通じて利用されています。

特に菅平高原には宿泊施設及び運動施設が充実しており、この高原の一部である菅平湿原には自然散策のための園路並びに菅平高原の文化、歴史及び自然の情報発信地である菅平高原自然館が設置されています。バラギ高原ではスキー場のほか、温泉旅館やキャンプ場も整備されています。

長野新幹線、上信越自動車道等の交通手段が整備されたことにより、首都圏からの日帰り利用圏内となったため、通過型の利用が増え、滞在・宿泊型の利用が減少しつつあります。

⑦ 社会条件

農業が盛んで、嬬恋村ではキャベツ、上田市ではレタスを中心に生産されています。菅平牧場では放牧・採草が行われています。

旧石器時代の遺跡が各地に残されており、江戸時代に物資の輸送等で使われた大笹街道（仁礼街道）の史跡も残っています。

(3) 浅間管理計画区

① 区域

群馬県安中市、長野原町、嬬恋村、長野県小諸市、東御市、軽井沢町及び御代田町と7市町村にまたがる地域となっています。

② 地形・地質

上信越高原国立公園の南端に位置し、標高 1,000m である軽井沢の市街地から浅

間山の標高 2,568m まで、標高差 1,500m の地域で、火山高原、池沼、岩壁、溪谷等の複雑な地形を有し、現在も火山活動が続いている地区です。国指定特別天然記念物である浅間山の溶岩樹型や世界三大奇勝と言われている鬼押出し溶岩流地形等、特異的な火山地形を見ることができます。

地質は、浅間山による火山噴出物及び溶岩が広く分布するほか、浅間山を挟んで東西には、霧積^{きりつみ}火山及び烏帽子火山による噴出岩類が分布しています。これらの噴出岩類は、度重なる火山活動により噴出した溶岩、軽石流及び火山灰の堆積からなっています。溶岩類は、黒斑^{くろふ}山の岩壁及び鬼押出しの溶岩流に見られ、カンラン石を含む普通輝石、紫蘇輝石安山岩及び角閃石・輝石石英安山岩からなっています。浅間山山麓一帯には輝石石英安山岩の黒ぼく土壌が広く堆積しており、高原野菜の生産農地として使われています。

③ 気象条件

年平均気温は約 9℃と冷涼な気候で、年間降水量は 1,200mm 程度で、標高の高い箇所では 11 月下旬から 3 月まで積雪があり、年間を通して霧の発生も多い地区です。

④ 植生

浅間山の山頂部及び標高約 2,000m 以上の地域は、火山活動の影響も受けて、自然裸地や風衝草原がみられ、コメススキ、イタドリ等が生育します。蛇骨岳・黒斑山の北・西斜面及び東・西麓^{かごのと}ノ登・水ノ塔^{みずのと}山の北側斜面には、シラビソ及びオオシラビソが分布し、南斜面には天然のカラマツ及びダケカンバが分布します。

湯ノ丸山の東斜面、湯の丸牧場には国指定天然記念物であるレンゲツツジの群落が広く分布しています。しかし、牧畜の減少とともに牧場内に樹木が侵出し始めたため、レンゲツツジの分布が減少しつつあります。

湯の丸高原の標高 2,000m に位置する池の平には高層湿原が広がっており、多様な高山植物を見ることができる一方、周辺からの土砂の流入や植林したカラマツの吸水等による湿原の乾燥化が見られます。

⑤ 動物

ほ乳類では、ツキノワグマ、ニホンカモシカ、ニホンザル、キツネ、タヌキ、ホンドリス、オコジョ等が生息し、特にツキノワグマ及びニホンザルについては軽井沢で居住地に現れるため、問題となっています。鳥類では、イヌワシ等の猛禽類をはじめ、ホシガラス、イワツバメ、カケス等が生息しています。軽井沢町星野地区付近の国有林の一角に「国設軽井沢野鳥の森」が整備されており、この地域に生息する鳥類は 120～130 種ともいわれています。昆虫類ではミヤマシロチョウ、ミヤ

マモンキチョウをはじめとする希少な高山チョウが生息しています。

⑥ 利用環境

当地域の利用施設として、温泉、自然探勝施設、スキー場が整備されており、四季を通じて利用されています。温泉については、霧積温泉、鹿沢温泉、高峰温泉、小瀬温泉等があり、温泉宿泊施設が充実しています。自然探勝施設としては、浅間山をはじめとする一連の火山群の登山道や、鬼押出し園地、浅間牧場等が整備されているほか、浅間白根火山ルートは、峠の茶屋三原線からの景観も素晴らしく、浅間山の景観や紅葉等を楽しむことができます。スキー場については、鹿沢スノーエリア、アサマ 2000 スキー場及び湯の丸スキー場が整備されています。ソフト面においては、NPO 法人浅間山麓国際自然学校や鹿沢インフォメーションセンター運営協議会などによる自然体験プログラムが充実しています。

また、2,000m 級の山々に車で行くことができるため、比較的容易に高山植物や自然景観を楽しむことができます。しかし、長野新幹線、上信越自動車道等の交通手段が整備されたことにより、首都圏からの日帰り利用圏内となったため、通過型の利用が増え、滞在・宿泊型の利用が減少しつつあります。

⑦ 社会条件

当地域は江戸時代より宿場町として栄え、明治以降、軽井沢は避暑地として栄えてきました。

当地域には、浅間山麓に大規模な別荘地が立ち並ぶほか、高原を利用した高原野菜の生産及び牧畜業が行われており、嬭恋村の夏秋キャベツ生産量は日本一となっています。

第2章 管理の将来目標・行動指針

1. 将来目標・行動指針の位置づけ

国立公園の管理運営には、多様な関係者が存在し、それぞれの活動によって成り立っています。国立公園の適正な保護及び利用の推進を図るためには、多様な関係者が一体となって様々な取組を実施する必要があることから、当地域の目指すべき方向性を明確にした、国立公園の「将来目標」を定め、目標を達成するための基本方針として関係者が取り組むべき「行動指針」を設定します。「行動指針」に基づく具体的な実施事項については第3章及び第4章に記述します。

2. 将来目標・行動指針

(1) 上信越高原国立公園（草津・万座・野反・四万、菅平及び浅間地域）将来目標

当地域全体の将来目標については、以下のとおりとします。

上信越高原国立公園は、我が国で2番目の広さ（約19万ha、本州最大）を有し、年間約3,000万人の利用がある。草津・万座・野反・四万、菅平及び浅間地域は、活火山及び火山性高原で、周囲に温泉群が点在し、それらを活かした産業活動が行われており、大都市圏からのアクセスが良く、幅広い目的に利用される特色を有する。

この地域の国立公園としての適正な保護及び利用の促進を図るため、雄大な火山景観及びそこに広がる生物多様性を将来にわたり保全し、誰でも四季を通して気軽に自然を体感でき、自然環境やその利用ルールを学ぶことのできる環境づくりを目指す。

上記達成に向け、利用者及び地域の全ての主体が管理運営の担い手としての各々の役割を認識し、互いに連携し、行動する。

(2) 各管理計画区の将来目標・行動指針

当地域全体の将来目標を受け、各管理計画区の特徴を踏まえた将来目標及びそれを達成するための行動指針については、以下のとおりとします。

① 草津・万座・野反・四万管理計画区

● 将来目標1

「雄大な山々や湖沼、河川の景観、ここに生息・生育する野生生物を適正に保全し、人間と自然の共存できる環境を目指す」

当地域は群馬・長野県境に雄大な山々が連なり、多くの湖や池・河川が存在する場所です。また高山植物をはじめとする野生生物も豊かであることから、それらを適正に保全するとともに、人間と野生生物が、共存できる環境をつくること

を目指します。

- 行動指針

- ・ 2000m級の山々の連なりや美しい湖沼・河川の景観の素晴らしさを認識し、これらを、適正に保全するとともに、利用者へその魅力を伝えていきます。
- ・ 自然環境に影響を与える要因（植生の荒廃、外来生物の侵入、鳥獣被害等）の把握に努め、課題を関係者で共有し、改善のための対策を検討し実行します。

- 将来目標 2

「公園利用施設と自然景観の調和した景観を目指す」

当地域は万座温泉、草津温泉、四万温泉等の温泉・宿舎施設や白根山の休憩施設等、自然景観の中に多くの利用施設があることから、それらを調和させた景観をつくることを目指します。

- 行動指針

- ・ 当地域の「目指す景観」について、関係者で共有します。
- ・ 施設の新築などの際には、「目指す景観」に沿うよう、自然景観や既存施設との調和を図ります。

- 将来目標 3

「様々な国立公園の情報を積極的に発信し、利用者が国立公園であることを意識できるような公園を目指す」

国立公園区域の情報ははじめ、当地域特有の野生生物、地形等の情報を積極的に発信し、利用者が上信越高原国立公園に来たことを実感できるようにします。

- 行動指針

- ・ 関係者間で国立公園についての情報の共有と知識の向上を図り、様々な情報を、関係者がそれぞれの適した方法で発信します。
- ・ 日頃より自然環境情報並びに利用状況、公園利用者からの感想等の国立公園に関する情報収集を行い、課題については解決策を検討し、より良いサービスの提供を行います。

- 将来目標 4

「公園管理関係者と利用者との間で利用ルールを共有し、公園利用マナーの模範的な地域となる」

当地域は交通の便がよく、比較的容易に高山植物や野生動物を楽しめることから、違法な採取・捕獲や踏み荒らしが見られます。また白根山は活火山であり、立ち入り規制がされています。このため、自然の利用ルールについて関係者全員で共通認識を持つとともに、利用者にも理解を求め、利用マナーの向上を図り、

あわせて他の地域の模範となることを目指します。

- 行動指針

- ・ 利用ルールについて関係者で共通認識を持ち、それを利用者へ伝えることにより、利用者のマナー意識の向上を図ります。
- ・ 入山規制や火山情報などは、防災機関と連携し、利用者への周知徹底を図り、火山との共存を図ります。

② 菅平管理計画区

- 将来目標 1

「雄大な四阿山・根子岳の景観と多様な植物などを次世代（将来）へ引き継ぐ」

菅平高原や群馬県側からの 360 度のパノラマは菅平地域の代表的な景観であり、四阿山・根子岳の多様な高山植物は、見る人を楽しませるものであるため、これらの景観を将来にわたって引き継ぐことを目指します。また、菅平高原の中心部にある菅平湿原の環境保全に努めるとともに、湿原周辺の景観も保全します。

- 行動指針

- ・ 四阿山・根子岳の景観や自然環境を適正に保全するとともに、利用者へその魅力を伝えていきます。
- ・ 自然環境に影響を与える要因（植生の荒廃、外来生物の侵入、鳥獣被害等）の把握に努め、課題を関係者で共有し、改善するための対策を検討し実行します。
- ・ 菅平湿原の湿原環境へ配慮した適正な保全や乾燥化防止策について検討し実行します。

- 将来目標 2

「人間活動と自然が作り出してきた高原景観を守る」

四阿山・根子岳中腹は、放牧と自然が作り出した広い高原地帯の景観が残るエリアである一方、近年は遷移により回復してきた樹木の侵入による自然環境の変化が見られることから、自然景観の再生を目指します。

- 行動指針

- ・ 放牧地に侵入する樹木を伐採するなど、失われた景観を再生します。

- 将来目標 3

「宿泊施設やスポーツ施設の整備において、調和のとれた一体感のある街づくりを行う」

菅平地域の中心地には多くの宿泊施設が集中し、また夏のスポーツ合宿施設やスキー場が整備され、菅平の街並みを形成しています。これらの施設について、標識、建築物等の景観の調和を図り、一体感のある街づくりを行います。

- 行動指針
 - ・ 当地域の「目指す街並み景観」について関係者で共有します。
 - ・ 施設の整備などの際には、「目指す街並み景観」に沿うよう、自然景観や既存施設との調和を図ります。

- 将来目標 4

「様々な国立公園の情報を積極的に発信し、利用者が国立公園であることを意識できるような公園を目指す」

国立公園区域の情報ははじめ、当地域特有の野生生物や地形等の情報を積極的に発信し、利用者が上信越高原国立公園に来たことを実感できるようにします。

- 行動指針
 - ・ 関係者間で国立公園についての情報の共有と知識の向上を図り、様々な情報を関係者がそれぞれの適した方法で発信します。
 - ・ 日頃より自然環境並びに利用状況、利用者からの感想等の国立公園に関する情報収集を行い、課題については解決策を検討し、より良いサービスを提供します。

③ 浅間管理計画区

- 将来目標 1

「浅間山を中心とする火山群の景観を次世代（将来）へ引き継ぐ」

浅間山を中心とする火山群の景観は、見る場所・シーズンを問わず素晴らしく、特に噴煙をあげた荒々しい山容の浅間山は、当国立公園の象徴的な景観の一つであることから、それを保全し将来にわたり引き継ぎます。

- 行動指針
 - ・ 浅間山を中心とする火山群の景観を適正に保全するとともに、利用者へその魅力を伝えていきます。

- 将来目標 2

「利用者が自然を学び、野生生物と共存できる環境づくりを行う」

当地域には、多様な高山植物が咲き乱れ、希少な動物も生息することから、それらを適正に保全するとともに、自然について学び、理解を深め、人間と野生生物が共存できる環境をつくります。

- 行動指針
 - ・ 自然環境に影響を与える要因（植生の荒廃、外来生物の侵入、鳥獣被害等）の把握に努め、課題を関係者で共有し、改善するための対策を検討し実行します。
 - ・ 火山や信仰の歴史、人間活動によって形成された二次的自然、湿原の高山植物、

水辺の生物等の多様な自然環境を学びます。

● 将来目標 3

「様々な国立公園の情報を積極的に発信し、利用者が国立公園であることを意識できるような公園を目指す」

国立公園区域の情報ははじめ、当地域特有の野生生物や地形等の情報を積極的に発信し、利用者が上信越高原国立公園に来たことを実感できるようにします。

● 行動指針

- ・ 施設の整備などの際には、自然景観や既存施設との調和を図り、一体感のある整備を図ります。
- ・ 関係者間で国立公園についての情報の共有と知識の向上を図り、様々な情報を、関係者がそれぞれの適した方法で発信します。
- ・ 日頃より自然環境並びに利用状況、利用者からの感想等の国立公園に関する情報収集を行い、課題については解決策を検討し、より良いサービスを提供します。

● 将来目標 4

「国立公園管理関係者と利用者との間でルールを共有し、公園利用マナーの模範的な地域となる」

浅間地域へは交通の便がよく、比較的容易に高山植物、野生動物等を楽しめることから、違法な採取・捕獲や踏み荒らしが見られます。また浅間山は活火山であるため、活動状況によって入山規制が設定されています。そのため、利用ルールについて関係者間で共通認識を持ち、それを利用者に理解を求め、利用マナーの向上を図り、他の地域の模範となることを目指します。

● 行動指針

- ・ 利用ルールについて関係者間で共通認識を持ち、それを利用者へ伝えることにより、利用者のマナー意識の向上を図ります。
- ・ 入山規制や火山情報などは、防災機関と連携し、利用者への周知徹底を図り、火山との共存を図ります。

3. 将来目標達成のための仕組み

(1) 公園管理の意見交換の場の設置

地域性自然公園制度をとる我が国の国立公園の管理については、国、地方公共団体、地域住民、民間企業、NPO 法人等の多様な関係者の参加・協働が欠かせないことから、公園管理の課題や手法について定期的に検討する話し合いの場を設けます。

① 連絡会議の設置

上信越高原国立公園（草津・万座・野反・四万、菅平及び浅間地域）連絡会議を
①草津・万座・野反・四万管理計画区、②菅平管理計画区、③浅間管理計画区の
各計画区に設置します。

② 検討内容

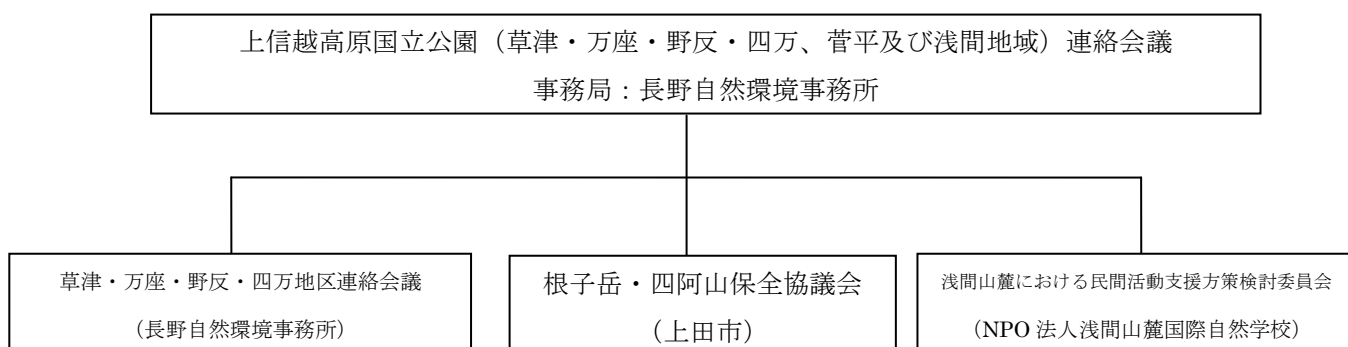
- 将来目標及び行動指針の達成状況・進捗状況の点検
- 当地域の魅力と課題の検討
- 公園管理及び野生生物の保護管理に必要な調査の検討
- その他公園管理及び適正な国立公園利用の推進に必要な事項

③ 地域会議との連携

当地域には既に公園管理に係る合意形成の場として機能している協議会、連絡会議等があることから、現場の公園管理の情報や必要な行動について、これらと密に連携します。各地区の代表的な協議会、連絡会議等は下記のとおりです。

管理計画区	会議名	事務局
草津・万座・野反・四万	草津・万座・野反・四万地区連絡会議	長野自然環境事務所
菅平	根子岳・四阿山保全協議会	上田市
浅間	浅間山麓における民間活動支援方策検討委員会	NPO 法人浅間山麓国際自然学校

（※）当地域管理検討体制



第3章 風致景観及び自然環境の保全に関する事項

1. 特に保全すべき自然景観と主要展望地点

各管理計画区において、具体的な保全すべき景観とその主要な展望地点は、下記のとおりとします。これらについては公園管理関係者と連携し、適正に保全を図ります。

(1) 草津・万座・野反・四万管理計画区

① 草津白根山・本白根山

● 保全すべき景観

草津白根山・本白根山の景観

● 主要展望地点

草津白根山探勝歩道沿線、弓池^{ゆみいけ}周辺、逢ノ峰山頂、本白根山探勝歩道沿線、志賀草津高原ルート沿線

② 野反湖及び周辺の山々

● 保全すべき景観

野反湖の景観、野反湖外輪山（八間山、高沢山、エビ山及び弁天山）の景観

● 主要展望地点

富士見峠休憩所、野反湖野営場、野反湖畔、野反湖外輪山

③ 四万温泉中心部を流れる四万川

● 保全すべき景観

四万川及び四万川に流れ込む滝の景観、四万川沿いの新緑・紅葉景観

● 主要展望地点

四万温泉、国道 353 号沿線

(2) 菅平管理計画区

① 四阿山・根子岳及びその山麓部

● 保全すべき景観

四阿山・根子岳の景観、山麓部に広がる牧場景観

● 主要展望地点

四阿山・根子岳登山道及び山頂、菅平高原

(3) 浅間管理計画区

① 浅間山火山群

● 保全すべき景観

浅間山火山群（烏帽子岳・湯ノ丸山・西竈ノ登山・東竈ノ登山・水ノ塔山・高峰山・黒斑山・前掛山・釜山の一連の火山群）の景観、山麓部の森林景観、鬼押出しの奇岩地形

- 主要展望地点

浅間山火山群登山道及び山頂、鬼押ハイウェー、鬼押出し、浅間牧場、離山^{はなれやま}

- ② 軽井沢から安中への山麓部

- 保全すべき景観

離山山麓に広がる旧軽井沢一帯の森林帯、碓氷峠^{うすい}から旧中山道及び旧国道 18 号沿線の森林帯

- 主要展望地

霧積温泉、アプト式鉄道沿線、旧碓氷峠、中部北陸自然歩道（旧中山道）沿線

2. 特に保全すべき自然環境

当地域の保全すべき自然環境及びその課題は下記のとおりです。これらについては公園管理関係者と連携し、適正に保全するとともに、課題については、必要な調査等を行うことにより、解決手法を検討します。

(1) 草津・万座・野反・四万管理計画区

- ① 本白根山系の高山植物群落

- 保全対象

本白根山遊歩道周辺には、多くの高山植物が生育し、特に空釜にはコマクサ、ハクサンオミナエシ、ヒメシャジン等に代表される色鮮やかな高山植物が豊かです。

- 課題

盗掘や写真撮影のための保護ロープ内への踏み込みが見られます。

(2) 菅平管理計画区

- ① 菅平湿原

- 保全対象

菅平高原の中心部にある菅平湿原には、ヨシ群落が見られるほか、多くの野鳥も生息しています。

- 課題

菅平湿原の乾燥化に伴う湿地面積の減少により、湿原植物の減少等の生態系への影響が懸念されます。

- ② 菅平牧場

- 保全対象

菅平牧場には放牧によって形成された草原生態系が見られます。

- 課題

牧畜の衰退とともに樹木の生育が進み、これまで放牧によって形成されてきた生

態系への影響が懸念されます。

(3) 浅間管理計画区

① 浅間山麓の高山植物群落

● 保全対象

浅間山麓はアサマフウロ、ハクサンイチゲ等の多くの高山植物に加え、広大なカラマツの天然林が残存する、豊かな自然環境を有しています。

● 課題

盗掘や写真撮影のための保護ロープ内への踏み込み、木道からの踏み込みが見られます。

② 湯の丸レンゲツツジ群落（国指定天然記念物）

● 保全対象

明治 37 年から行われている湯の丸牧場の放牧によって形成されたレンゲツツジ群落は 60 万株とも言われ、6 月中旬から下旬にかけて一斉に咲きます。

● 課題

放牧する家畜頭数の減少により、カラマツやズミが繁茂し、レンゲツツジが減少・衰退しています。

③ 池の平湿原

● 保全対象

池の平湿原は、高山植物の種数の多さでは当地域指折りの地域であり、ニッコウキスゲ、ノハナショウブ、マツムシソウ等の植物群落が見られます。

● 課題

湿原の乾燥化によるササの侵入や盗掘などにより、高山植物の生育環境への影響が懸念されます。

④ 高山域に生息するチョウ及びその繁殖地

● 保全対象

当地域には、群馬県及び長野県の天然記念物であるミヤマモンキチョウ及びミヤマシロチョウが生息し、その食樹であるクロマメノキ、ヒロハヘビノボラズ及びメギが生育します。

● 課題

ミヤマモンキチョウ及びミヤマシロチョウの国内では数少ない生息地であり、密猟のほか、クロマメノキの実の採取、ササの侵入等による食樹の減少等の影響が懸念されます。

3. その他の保全対象

(1) 菅平管理計画区

● 四阿山の的岩（国指定天然記念物）

四阿山の南側中腹に露出している複輝石安山岩の一大岩脈で、岩脈の側面には方状節理が発達しています。

(2) 浅間管理計画区

- 浅間山麓に広がる熔岩樹型（国指定特別天然記念物）

浅間山の北麓の集塊溶岩中に発見されたもので、溶岩流出時に、山麓に繁茂していた樹木の樹形が溶岩中に残ったものです。

4. 野生生物の保護管理

当地域は 2,000m級の山々があり、自然環境も豊かであることから、野生生物が多く生息・生育しています。これらを「(1) 保護管理が必要な野生動物」、「(2) 保護が必要な希少野生生物」、「(3) 駆除及び侵入防止が必要な外来生物」に分類し、それぞれの対応方法について下記のとおり整理します。

(1) 保護管理が必要な野生動物への対応

① 対象種

- ツキノワグマ
- イノシシ
- ニホンザル
- ニホンカモシカ
- ニホンジカ

② 方法

- 「鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律」の特定鳥獣保護管理計画をもとに適正に管理を行います。
- 当地域は首都圏からの国立公園利用者が多く、野生動物との接触の経験が少ない人が、接し方を誤り負傷するケースがあります。そのため「野生動物との接し方（ルール）」を検討、作成し、広く周知を図ります。

(2) 保護が必要な希少野生生物への対応

① 対象種

- 環境省レッドリスト掲載種
- 群馬県及び長野県レッドデータブック掲載種
- 天然記念物種（国指定、県指定）（資料編 p.25）
- 上信越高原国立公園指定植物（資料編 p. 3～7）

② 方法

- 科学的な調査に基づき、保護の緊急性の高い種を選定し、保全対策を検討します。
- 密猟・盗掘対策として、効果的な巡視の時期や方法について、関係者で話し合い、連携して巡視を行います。

- 希少野生生物に係る保護規制や国立公園内の利用マナーの周知を行います。

(3) 駆除及び侵入防止が必要な外来生物への対応

① 対象外来生物

- アライグマ（特定外来生物）
- オオハンゴンソウ（特定外来生物）
- オオキンケイギク（特定外来生物）
- ハルザキヤマガラシ
- フランスギク
- その他緊急的に対処が必要な外来生物

② 方法

- 外来生物研修会等による知識の向上
国立公園内に侵入する外来生物について関係者向けの研修会を開催し、個々の生物の特徴や繁殖状況、「特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律」に基づく特定外来生物の取扱いについてなど、知識の向上を図ります。
- 効果的な駆除を行うための科学的調査及び情報収集
効率的に駆除活動を行うため、科学的な調査を行うとともに、外来生物の侵入・分布の情報収集を行い、関係者で共有します。
- 駆除活動の実施
関係者が一体となり、地元住民ボランティアを募るなど、外来生物の駆除活動を実施します。ただし、特定外来生物の取扱いについては、その処理等に十分注意します。
- その他対処方法の検討
上記以外の対応方法について、関係者間で継続的に検討します。

5. 不法投棄

(1) 現状

国立公園内の不法投棄が、菅平高原へ至る国道 406 号沿い、鳥居峠へ至る国道 144 号沿い及び碓氷峠へ至る旧国道 18 号沿いで見られます。

(2) 対策

- 関係者で情報を共有し、共同巡視を行うなどの対策を検討します。
- 現状で把握されている以外の箇所についても情報収集を行います。
- 根本的な解決のため、警察及び行政の廃棄物処理担当者への情報提供等の協力を行います。
- 国立公園の持つ自然のすばらしさや貴重な野生生物の生息生育環境であることを普及啓発し、国立公園内で不法投棄が行われない環境づくりを行います。

6. 関連施策との連携

当地域の風致景観及び自然環境の保全は、自然公園法による管理だけでなく各種関連施策によって行われていることから、それらと密接な連携を図り、保全に努めることとします。主な関連施策は以下のとおりです。

(1) 法令に基づくもの

①鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（鳥獣保護法）に基づく鳥獣保護区

鳥獣保護法に基づき、「国指定浅間鳥獣保護区」が指定されており、イヌワシ等の猛禽類、ニホンカモシカ等の大型ほ乳類等の野生動物にとって良好な生息地となっています。また、県指定鳥獣保護区として、「草津鳥獣保護区（群馬県指定）」、「野反鳥獣保護区（群馬県指定）」、「碓氷湖鳥獣保護区（群馬県指定）」及び「十ノ原^{とおのはら}鳥獣保護区（長野県指定）」が指定されており、その大部分は国立公園区域と重複しています。

また、国指定浅間鳥獣保護区では、ツキノワグマ、ニホンザル、イノシシ、ニホンジカ、アライグマ等による人身被害や農業被害が顕著化しており、有害鳥獣捕獲や個体数調整が行われています。

②国有林野施策

当地域の約7割が国有地であり、その大部分は国有林です。国有林野施策実施計画では、森林施策、林道整備、治山等の各事項と並び、保護林、レクリエーションの森及び緑の回廊が設定されており、それぞれの地域や森林の特徴に適合した自然の保全と利用が図られています。

③天然記念物（国指定）

文化財保護法に基づく天然記念物については「イヌワシ」、「カモシカ」、「ヤマネ」「草津白根のアズマシャクナゲおよびハクサンシャクナゲ群落」、「四阿山の的岩」、「浅間山熔岩樹型」、「湯の丸レンゲツツジ群落」があります。

④条例

● 長野県自然環境保全条例（長野県）

自然環境の保全に関し、自然環境の保全に関する施策を総合的に推進するために必要な事項を定めたものです。

● 長野県希少野生動植物保護条例（長野県）

希少野生動植物の捕獲・採取、生息地等の保護に関する規制や保護回復事業に関する事項を定めたものです。

● 自然保護対策要綱（軽井沢町）（資料編 p.26～27）

軽井沢町内における開発行為において、自然環境保全のための行政指導の基準を定めたものです。

(2) その他

①日本風景街道（浅間・白根・志賀さわやか街道、浅間ロングトレイル）

国土交通省の呼びかけにより始まった取組で、地域の再生及び美しい街道空間の形成を図ることを目的としています。そのルートとして軽井沢町から嬬恋村、長野原町、中之条町、草津町を経て志賀高原へ至る「浅間・白根・志賀さわやか街道」、嬬恋村、東御市、小諸市、御代田町、軽井沢町を周回する「浅間ロングトレイル」が登録されており、上信越高原国立公園と重複部分も多くあります。

「浅間・白根・志賀さわやか街道協議会」及び「浅間ロングトレイル制作委員会」の活動の一つである景観改善活動は、国立公園の管理においても重要であり、両組織との連携を図るものとします。

第4章 適正な国立公園利用の推進に関する事項

1. 上信越高原国立公園（草津・万座・野反・四万、菅平及び浅間地域）の利用について

当地域は、大都市圏からのアクセスが良いこと、2,000m級の山々に道路や索道が整備されていること、スキー場、温泉施設、スポーツ施設等の利用施設が整備されていることなどから、老若男女が四季を通じて楽しむことができるという特徴を持っています。

このことから、普段は都会に住むなど自然との関わりが少ない人たちが、気軽に国立公園の自然を体験し、自然情報や利用ルールを学習できる利用環境をつくることを目指します。

2. 利用マナー

当地域は首都圏からの交通の便が良く、高山地帯を通る道路も整備されているため、比較的容易に高山植物や野生動物を楽しめる一方で、違法な採取・捕獲や踏み荒らし等が見られます。これらの行為を防ぐためにも、国立公園利用のルールについて、管理関係者間で共通認識を持ち、利用者にも理解を求め、利用マナーの向上を図る必要があります。利用マナーの向上のための方法及びルール作りに当たっての主な検討項目について、以下に記述します。

(1) 利用マナー向上のための方法

- ① 管理関係者間で具体的なルール作りを行い、それを共有します。
- ② 国立公園利用者がルールを知る機会を得るよう、関係者がそれぞれのできる方法で情報発信します。考えられる方法として以下に記載します。
 - ホームページに掲載（行政・観光協会等）
 - 広報等への記載
 - 繁忙期におけるキャンペーンの実施
 - 入口標識によるルールの告知
 - 指導員によるパトロール
 - 宿泊施設への周知協力の依頼
- ③ 指導にあたっては、行為の善し悪しを伝えるのではなく、その理由を伝えることにより、利用者の意識の向上を図ります。

(2) 検討項目

- ① ゴミ持ち帰り
- ② 登山道（歩道）や植生保護ロープからの踏み外し
- ③ 高山植物や野生動物の採取・捕獲
- ④ ペットの連れ込み
- ⑤ タバコ（歩きタバコ、ポイ捨てなど）

3. 国立公園情報の発信

当地域においては、国立公園であることの周知不足から、一般利用者はもとより、国立公園管理関係者においても国立公園に関する理解不足や知識不足が課題となっているため、以下により、国立公園に対する知識の底上げを図るほか、国立公園利用者への周知を行います。

(1) 利用者への周知に関する事項

①ソフト面による発信

(ア) 国立公園基礎情報の発信

- 環境省上信越高原国立公園ホームページの充実
(<http://www.env.go.jp/park/joshinetsu/index.html>)
- インタープリターによる利用者への周知
- 地方公共団体の広報やホームページによる発信

(イ) 情報源情報の発信

公園利用者がどこに行けば公園情報（火山、開花状況、登山規制など）を入手できるのか、情報源を整理し、①の情報と併せて発信します。

②ハード面による発信

(ア) 国立公園入口標識の整備

当地域は現場における公園境界が分かりにくいことから、必要に応じて、入口標識を設置します。

(イ) 自然解説標識等への「国立公園」の明記

自然解説標識等の既存の標識や新たに設置する標識等に、上信越高原国立公園内であることを明記し、公園利用者に国立公園内であることを意識させます。

(ウ) 外国語の併記

近年、外国人の利用者数が増加してきていることから、出身国や利用者数等を調査し、必要な外国語を併記することにより、外国人への情報発信を図ります。

(2) 国立公園関係者の意識の向上に関する事項

○自然公園法研修会の開催

国立公園関係者向けに自然保護官による研修会を実施し、知識の底上げを図ります。

4. 防災対策

当地域には「浅間山」、「草津白根山」の2つの活火山を抱えており、国立公園の利用の推進と防災対策を一体的に行う必要があることから、以下による方法で連携を図ります。

(1) 噴火警戒レベルによる立入規制

気象庁は平成 19 年 12 月 1 日より、国内の防災対策を必要とする、地元との調整等の所要の準備が整った火山について、噴火警戒レベルを導入しました。噴火警戒レベルとは、火山活動の状況を噴火時等の危険範囲や必要な防災対応を踏まえて 5 段階に区分したものです。住民や登山者・入山者等に必要な防災対応が分かりやすいように、各区分にそれぞれ「避難」「避難準備」「入山規制」「火口周辺規制」「平常」のキーワードをつけて警戒を呼びかけています。

「浅間山」、「草津白根山」それぞれのレベルや登山規制については以下のとおりとなっています。具体的なレベル分けについては資料編 (p.21) を参照してください。

● 浅間山

平成 21 年 1 月現在「レベル 2 (火口周辺規制)」で、小諸市側を登山口とする下記 2 コースに限り、登山者の自己責任で登山ができる。

A：黒斑コース

高峰高原・車坂峠 → 槍ヶ鞘^{やりがきや} → トーミの頭^{かしら} → 黒斑山 → 蛇骨岳 → 仙人岳 → J バンド → 賽の河原へ至る登山道

B：火山館コース

浅間山荘登山口 → 一の鳥居 → 二の鳥居 → 火山館 → 湯の平口 → 賽の河原へ至る登山道及び草すべりを経て黒斑コースへ合流する登山道

【参考】「レベル 1 (平常)」の場合

A：黒斑コース

高峰高原・車坂峠 → 槍ヶ鞘 → トーミの頭 → 黒斑山 → 蛇骨岳 → 仙人岳 → J バンド → 賽の河原分岐点 → 前掛山までの登山道

B：火山館コース

浅間山荘登山口 → 一の鳥居 → 二の鳥居 → 火山館 → 湯の平口 → 賽の河原分岐点 → 前掛山までの登山道

● 草津白根山

平成 21 年 1 月現在「レベル 1 (平常)」で、湯釜から半径 500m 以内は立ち入り禁止であるが、一部歩道については利用できるよう規制緩和を行っている。

(2) 防災情報の発信

① 環境省上信越高原国立公園ホームページへの掲載

(<http://www.env.go.jp/park/joshinetsu/index.html>)

② 火山情報を集約したマニュアルの作成

インタープリターや関係者の防災意識や火山に関する知識の向上のために、関係者で共有するマニュアルを作成します。

5. エコツアーの推進

(1) エコツアーの対象地域

当地域は火山、湿原、水辺等の多様な自然環境を有する一方、首都圏からのアクセスも良く、利用者が比較的多いことから、エコツアー推進法に基づくエコツアーを推進していくことが望まれます。当地域のエコツアーのフィールドとして期待される主な地域は下記のとおりです。

- ① 火山（浅間山、草津白根山）
- ② 湿原（芳ヶ平湿原、池の平湿原、菅平湿原）
- ③ 野鳥（鹿沢園地、国設軽井沢野鳥の森）
- ④ 水辺（嬬恋村石樋^{いしどい}、鹿沢園地内湯尻川、野反湖、四万温泉）
- ⑤ 高原（湯の丸、浅間、高峰）

(2) ソフト面による推進

① エコツアーの提供

これまでにも、主に下記団体において自然解説活動、環境教育プログラム等のエコツアーが行われていることから、これらを継続していくとともに、国立公園のフィールドを生かし、より一層、自然を学び体験できるプログラムを提供します。

(ア) 草津・万座・野反・四万管理計画区

- （財）自然公園財団

白根山周辺をフィールドとした自然解説プログラムを提供しています。

- 嬬恋村インタープリター会

嬬恋村周辺をフィールドとした自然解説プログラムを提供しています。

(イ) 菅平管理計画区

- NPO 法人やまぼうし自然学校

菅平周辺をフィールドとし、体験学習や指導者育成講座等のプログラムを提供しています。

(ウ) 浅間管理計画区

- NPO 法人浅間山麓国際自然学校

浅間山麓周辺をフィールドとして、自然解説・レンゲツツジ保全活動等のプログラムを提供しています。

- 鹿沢インフォメーションセンター運営協議会

鹿沢周辺をフィールドとし、自然解説プログラムを提供しています。

- 株式会社ピッキオ

国設軽井沢野鳥の森周辺をフィールドとした自然解説プログラムを提供

しています。

② 推進手法の検討

利用者のニーズとともに、自然を保全しつつ持続的に活用する質の高いエコツアー提供のための手法や仕組みについての検討を図ります。

(3) ハード面による推進

① 解説標識の設置

特徴的な自然環境等について解説した標識の整備・維持管理を行い、利用者へ情報を提供します。

② 新たな発信方法の検討

QR コードを読み取ることによりコンテンツを携帯電話に映し出すなど、新たな自然解説情報の発信方法を検討します。

6. 自然情報発信施設との連携

当地域には環境教育に資する情報施設があることから、それらを通して自然環境情報提供を推進します。また施設の利用状況（利用人数）の把握に努めます。

(1) 草津・万座・野反・四万管理計画区

● 草津ビジターセンター（群馬県・草津町）

草津温泉街に程近い西の河原園地内にある施設で、主に白根山周辺の植物や火山について解説しています。温泉利用者への情報提供施設としての役割を担っています。

● 白根パークサービスセンター（自然公園財団）

草津白根山湯釜の麓にある施設で、草津白根山・本白根山の自然情報をリアルタイムで発信しています。（<http://www.bes.or.jp/park/kusatu/now/index.htm>）

(2) 菅平管理計画区

● 菅平高原自然館（上田市）

菅平高原の中心部にある施設で、菅平高原の自然情報だけでなく、遺跡等の歴史情報も発信しています。スポーツ利用で菅平高原に訪れる利用者への情報提供施設としての役割を担っています。

（http://www.sugadaira.org/suga_kan/sizenkan/sizen_k.html）

(3) 浅間管理計画区

● 浅間火山博物館（長野原町）

浅間山の北麓にある鬼押出し浅間園内の施設で、浅間山の火山の仕組みから自然まで幅広く解説しています。（<http://www.asamaen.tsumagoi.gunma.jp/>）

● 鹿沢インフォメーションセンター（環境省）

鹿沢園地周辺の植物や動物の情報を発信しています。（<http://www.kazawa.jp/>）

● 高峰高原ビジターセンター（NPO 法人浅間山麓国際自然学校）

浅間山麓西側登山口にあたる高峰高原にある施設で、登山者への登山道情報の

発信や利用指導を行っています。(http://npo-asama.jp/top.html)

- 湯の丸自然学習センター（東御市）

湯の丸高原地蔵峠にある施設で、池の平湿原や湯の丸高原の自然情報を発信しています。

- ピッキオビジターセンター（株式会社ピッキオ）

軽井沢町星野温泉にある施設で、主に野鳥の森に生息する野生動物の情報を発信しています。別荘滞在者や軽井沢に訪れる観光者への情報発信施設としての役割を担っています。(http://picchio.co.jp/sp/)

7. トレイルランレース

近年、全国的なブームとなっているトレイルランレースについて考えられる問題点を整理し、今後の取扱いの基本方針を以下のとおりとします。

(1) トレイルランレースの定義

参加者が数百人を超える規模で開催される、登山道を走行する競技とします。

(2) 考えられる問題点

①保護上の問題点

- 登山道の荒廃

一度に大人数が走行することにより、登山道が荒廃するおそれがあります。

- 植生・地形等の損傷

選手同士や一般登山者の追い越し、コースのショートカット等による登山道外への踏み込みにより、登山道周辺の植生や地形等が損傷するおそれがあります。

- 樹木の根の損傷

ストックを使用することにより樹木の根を損傷するおそれがあります。

- 野生生物の生息、生育環境への影響

一度に大人数が走行することにより、野生生物の生息、生育環境に影響を与えるおそれがあります。

②利用上の問題点

- 安全上の問題

一般登山者との接触や転落、転倒による事故、誘発した落石による事故のおそれがあります。

- 歩行者の認識

国立公園利用者の中でも、特に自然とのふれあい、自然の中での安らぎ、自然に囲まれた静寂などを求める傾向の強い登山者が、不快感や恐怖を抱くおそれがあります。

- 大人数走行による混雑感

一度に大人数が走行することによる登山道の飽和により、一般利用者が混雑感を抱くおそれがあります。

(3)基本方針

①禁止区域

以下の区域については、コースに含めないよう指導する。

特別保護地区、第1種特別地域及びこれに準ずる地域（希少種生息、生育地等）

②①以外の地域であっても、「保護及び利用上の問題点」の観点から支障のある地域については個別に検討する。

③①、②以外の地域については、以下の点への留意を前提とする。

(ア)大会運営者が留意する事項

- 自然保護に関する事項
 - ・適切なコースの選択
 - ・周囲の植生・野生動物に配慮した大会運営（植生への踏み込み、スピーカー等の音量等）
 - ・大会当日の適切な人員配置（参加者が集中する箇所や脆弱な自然植生を有する箇所など）
 - ・参加者へのマナーの周知徹底（コース外の走行禁止、植生への踏み込み禁止、ゴミの持ち帰りなど）
 - ・大会終了後のコースの補修やゴミ拾い
- 一般利用者（レース参加者以外）への配慮に関する事項
 - ・適切なコースの選択
 - ・大会開催の周知徹底
 - ・一般利用者に配慮した大会運営
 - ・大会当日の適切な人員配置
 - ・参加者へのマナーの周知徹底
- その他の留意事項
 - ・土地所有者及び歩道管理者の了解を得ること
 - ・安全に配慮した大会運営
 - ・大会前に長野自然環境事務所に対して、上記内容、荒天時の対応その他対策をまとめた企画書の提出と説明を行い、大会終了後に報告書の提出と概要報告を行うこと。

(イ)参加者が留意する事項

- 自然保護に関する事項
 - ・周囲の植生に配慮した走行（ルート外の走行の禁止、植生への踏み込み禁止）
 - ・飲食後のゴミの投げ捨て等の禁止
- 一般利用者に関する事項
 - ・一般利用者に配慮した走行（無理な追い越しの禁止、道の譲り合い等）

8. ヘリスキー

渋峠から草津町音楽の森及び根子岳山麓において行われています。ガイドを付けるなど、ヘリスキー利用者の安全を確保することを前提とします。

9. その他国立公園利用の推進に係るもの

国立公園内にあるその他の興味対象は以下のとおりです。

(1) 菅平管理計画区

- 四阿山の的岩（国指定天然記念物）（嬬恋村）

四阿山の南側中腹に露出している複輝石安山岩の一大岩脈で、岩脈の側面には方状節理が発達しています。

(2) 浅間管理計画区

- めがね橋（国指定重要文化財、世界文化遺産暫定一覧表）（安中市）

平成 20 年 4 月現在「富岡製糸場と絹産業遺産群」としてユネスコの世界遺産暫定一覧表に記載されています。めがね橋上の鉄道は原料及び製品の輸送路として重要な役割を果たしました。

- 浅間山溶岩樹型（国指定特別天然記念物）（嬬恋村）

浅間山の北麓の集塊溶岩中に発見されたもので、溶岩流出当時、山麓に繁茂していた樹木が溶岩中に樹形を残したものです。

- 百体観音石造町石（東御市）

一番観音のある東御市新張^{みはり}から湯の丸高原地藏峠を越え、旧鹿沢温泉に至る山道は通称「湯の道」と呼ばれ、その道の傍らには一町（約 110m）毎に合計百体の石造観音が置かれています。これは町石（一町ごとの道程を示す道標）を兼ねており、旧鹿沢温泉へ湯治に通った往時の人たちの信仰の深さがしのべれます。

- 中央分水嶺

当地域の群馬県と長野県の境界は、太平洋側と日本海側とを分かち日本列島の中央分水嶺（大分水界）であり、浅間地域は中央分水嶺のほぼ中心に当たります。